

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

整備管理者選任前研修の修了証
もしくは整備士の合格証書の
コピーを忘れずに添付してください。
整備管理規定に関しては、提示願います。

日付の記入は不要です

年 月 日

近畿運輸局長 殿

該当するものに○をつけます

☆届出者の氏名又は名称
ふりがな

きんきうんゆきよくかぶしがいしゃ
近畿運輸局 株式会社

事業者の名称 (ふりがなを忘れずに！)
事業者の住所、電話番号を
記入してください

自動車の使用の本拠の位置を記載してください
(会社の住所ではありません)

営業所の自動車数を記入します
(会社全体の車両数ではありません)

☆届出者の住所及び
電話番号

大阪市中央区大手前4丁目1番
TEL 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

実務経験と選任前研修で選任要件を
満たす方は経験の時期と場所等を
時系列で記入してください

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を(選任)変更・廃止したので届出ます

選任年月日	令和元年5月1日		業態	車種	台数	整備管理者の 資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他()				
☆整備管理者氏名	(ふりがな) きんき たろう	昭和54年2月14日生 満40才		事業用	バス			点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	年月から	年月まで	事業場名
使用の本拠の位置	☆名称	近畿運輸局 株式会社 谷町 営業所 TEL 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	自動車数	ハイタク		事業主の 確認書	平成27年4月		平成30年4月	近畿運輸整備 株式会社	寝屋川市高宮栄町12-3
	☆住所	大阪市中央区大手前4丁目1番76号		トラック	8トン以上		10	整備士の 同意書	上記 近畿 太郎 が確かに上記の業務を行っていたことを証明します。		
☆事業の種類	☆住所	大阪市中央区大手前4丁目1番76号	貨物軽 事業用計	8トン未満		被選任者の 同意書	事業者住所 氏名(名称、代表者名)				
			レンタカー	11人以上 11人未満			整備責任者	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 近畿運輸整備株式会社 代表取締役 近畿 次郎			
			バス (レンタカー 以外)	30人以上 30人未満		委託		種類			
			その他				所属事業主 同意書	合格年月日			
			合計		10	☆兼職の有無		合格証書番号			
							職名	等級			
						職名		年 月 日			
							職名	第 号			
						職名		整備士の資格で選任要件を 満たす方は、こちらに証書 番号等を記入してください			
							職名	私 近畿 太郎 は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年(道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、5年)を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行する。 上記に同意する場合は右にチェックを入れてください。 <input checked="" type="checkbox"/>			
						職名		既 に 選 任 さ れ て い る 本 拠			
							職名	名称			
						職名		位置			
							職名	※備考			
						職名		整備管理者選任前研修			
							職名	大阪第12345号 平成28年4月1日			
						職名		研修を受けた日と研修修了番号を 記入してください			
							職名	選任され、整備管理者としての業務遂行 に同意される場合は、□に(チェック) をお願いします。			

外部委託をする場合は、
自社の整備責任者名と職名を記
入し、委託先との距離及び事業主
の住所、名称及び代表者の氏名を
委託先の事業主に記入してもらっ
てください。

整備の経験を行った事業場の住所と名称・代
表者名を事業主に記入してもらってください。

私 近畿 太郎 は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年(道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、5年)を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行する。
上記に同意する場合は右にチェックを入れてください。

注意
事項

- この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。
- 整備管理者1名ごとに提出すること。
- 整備士試験に多種目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。
- 変更届出の場合は変更事項を朱色で囲むこと。
- ☆印の届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること

6. 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。)